

# ウイルス性肝炎患者等の重症化予防 推進事業について



# 重症化予防推進事業について

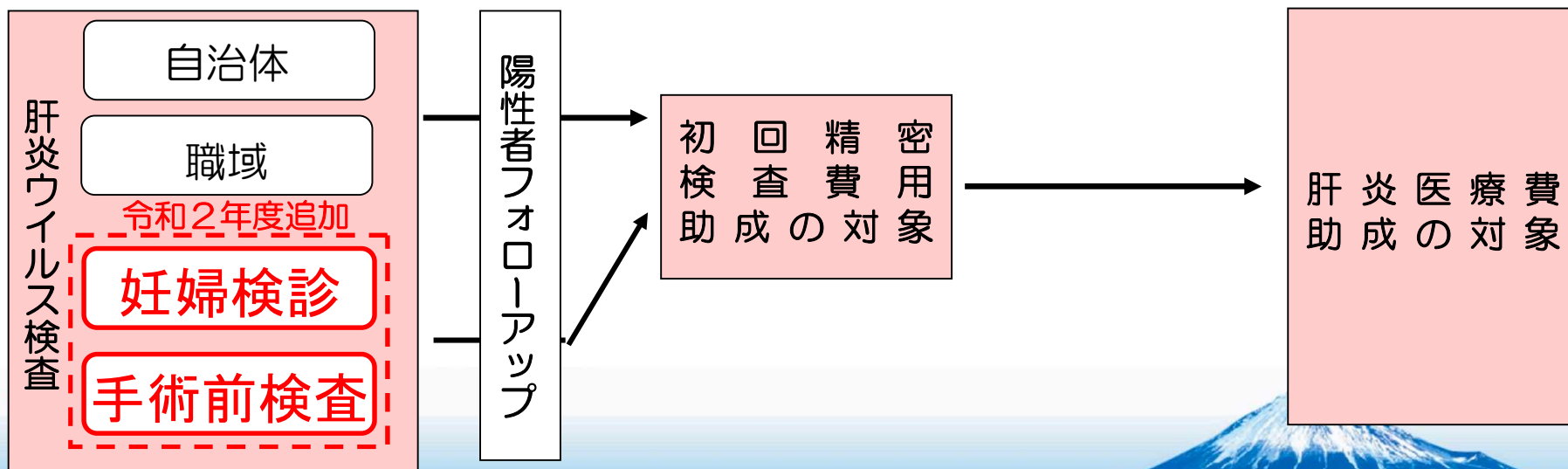
## 初回精密検査費用の助成対象の拡大

<令和元年度>

初回精密検査費用の助成は、①自治体検査で陽性となった者、②職域での検査で陽性となった者が対象。

<令和2年度（助成対象の拡大）>

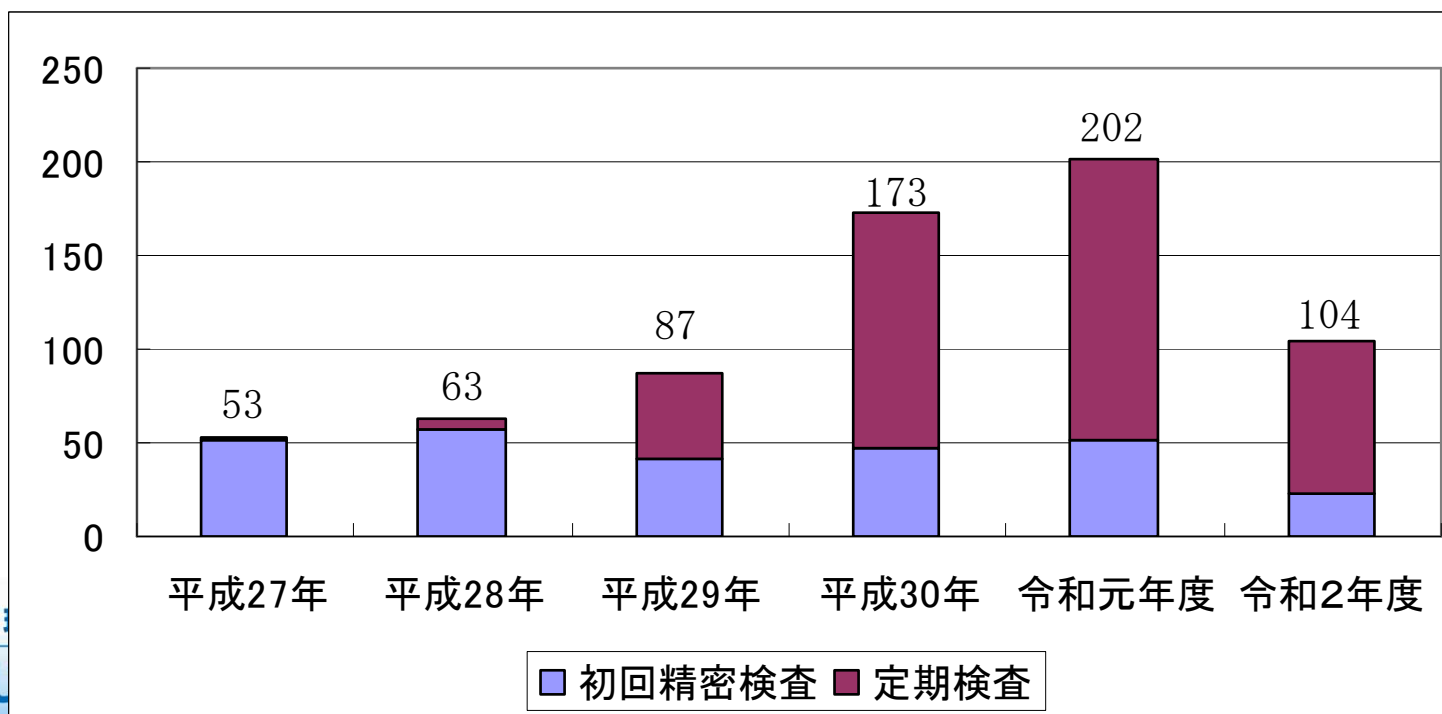
妊婦検診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象に追加。これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



# 重症化予防推進事業の助成実績

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
初回精密検査	52	57	42	47	51	23
定期検査	1	6	45	126	151	81
合計	53	63	87	173	202	104

※令和2年度は令和3年1月末時点



# 肝がん・重度肝硬変治療研究 促進事業について



# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実績

	静岡県				全国
	H30	R1	R2	累計 令和2年 11月まで	累計 令和元年 12月まで
参加者証 交付件数	0件	4件	4件	8件	391件
肝がん	0件	4件	4件	8件	—
重度肝硬変	0件	0件	0件	0件	—
肝がん重度肝硬変併発	0件	0件	0件	0件	—
助成件数	0件	13件	3件	16件	743件

- ・平成30年度は事業開始年度のため、平成30年12月から平成31年3月までの実績
- ・令和2年度は令和2年11月末時点



# 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の見直し内容（案）

## 事業見直しの背景

- 助成実績が当初見込みを当初見込を大幅に下回っている状況にある。
- このような状況を踏まえ、日本肝臓病患者団体協議会等から要件緩和の要望がなされてきた。

## 見直し内容（案）

- ① 通院治療（分子標的薬を用いた化学療法）の対象化
- ② 対象月数の短縮（「入院4月」から「入院又は通院で3月」へ）

現行	見直し（案）：令和3年4月から
肝がん・重度肝硬変の <u>入院医療</u> とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4か月以上の場合に、 <u>4か月目以降に係る入院医療費</u> に対し公費負担を行う。	肝がん・重度肝硬変の <u>入院又は通院医療</u> とし、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が3か月以上の場合に、 <u>3か月目以降に係る入院又は通院医療費</u> に対し公費負担を行う。

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等 の支給に関する特別措置法について



## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。（平成24年1月施行。平成28年に5年延長等の改正法（5月20日公布・8月1日施行））

### 1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等（特定B型肝炎ウイルス感染者）
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等（確定判決、和解、調停）において行う。
- ※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。

### 2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：
- |                  |        |                           |               |
|------------------|--------|---------------------------|---------------|
| ① 死亡・肝がん・肝硬変（重度） | 3600万円 | ② 除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変（重度） | 900万円         |
| ③ 肝硬変（軽度）        | 2500万円 | ④ 除斥期間が経過した肝硬変（軽度）        | 600万円（300万円*） |
| ⑤ 慢性B型肝炎         | 1250万円 | ⑥ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎         | 300万円（150万円*） |
| ⑦ 無症候性持続感染者      | 600万円  | ⑧ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者      | 50万円          |
- ※ 訴訟手当金として、弁護士費用（給付金の4%）、検査費用を支給。
- ※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。  
※ 下線は法改正により追加された病態。
- \* 現に患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付
- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

### 3. 請求期限

- ・令和4年1月12日までに提訴（和解日等から1か月以内に請求）
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求（新規の提訴は不要）
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求（新規の提訴は不要）

### 4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から平成33年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保（法附則）。

